

平成 18 年 6 月 1 日

各 位

会社名 AOCホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 関屋 文雄
(コード番号 5017 東証第一部)
問合せ先 IR・広報部長 関川 宏一
(TEL 03-5463-5065)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 1 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 4 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が施行されたことに伴い、次のとおり変更を行なうものであります。
- ① 株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆様の利便向上を図るために、新設するものであります。(変更案第 14 条)
 - ② 株主総会に出席することができる代理人を 1 名に制限することを明確にするものであります。(変更案第 16 条)
 - ③ 定款の定めにより、取締役会の書面決議が認められることとなりますので、経営判断を迅速かつ機動的に行なえるよう新設するものであります。(変更案第 24 条第 2 項)
 - ④ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) により定款に記載されているとみなされる事項(株券を発行する旨、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨)を新たに記載するものであります。(変更案第 7 条、第 20 条、第 29 条、第 39 条)
 - ⑤ 旧商法上の用語、引用条文等につき、変更等所要の手当てを加えるものであります。
- (2) また、この機会に全条文を見直し、次のとおり変更するものであります。
- ① 株主の皆様の利便向上と公告掲載費用の節減を図るため、公告の方法として、インターネットを利用した電子公告を採用するものであります。(変更案第 4 条)
 - ② 定款への記載を必要としない議事録に関する規定を削除するものであります。(現行定款第 15 条、第 22 条、第 31 条)
 - ③ 経営体制の強化を目的として、取締役を増員することに備え、員数の上限を変更するものであります。(変更案第 17 条)
 - ④ 取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる制度を導入することにより、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう定めるものであります。(変更案第 27 条、第 38 条)

(3) その他全般にわたり、構成の整理、用語、条文、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数及び項数等の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、2億株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(1単元の株式の数等) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 ② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② (条文省略)</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> ③ <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> ② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> ③ <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第11条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第 11 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度終了後 3 ヶ月以内に</u>これを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会<u>の決議に基づき</u>、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>② <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証する書面等</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(株主総会の決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">《削除》</p> |
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第 16 条 <u>当社に取締役 10 名以内を置き、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 <u>当社の取締役の員数は、15 名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">《削除》</p> <p style="text-align: center;">《削除》</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 18 条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 18 条 代表取締役は取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで取締役会を開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>で行う。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 22 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 20 条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって選定</u>する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ることなく取締役会を開催</u>することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数をもって</u>行う。</p> <p>② 取締役会の決議事項について、<u>取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">《削除》</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける<u>財産上の利益（以下、「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第 26 条 当会社に監査役 4 名以内を置き、株主総会においてこれを 選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定 時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の 任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 28 条 監査役は、<u>互選により、常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで</u> 監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監 査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 31 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果につい ては、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役 がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により 定める。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く</u>。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 30 条 当社の監査役の員数は、4 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">《削除》</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち</u> <u>最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の 任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ることな</u> <u>く監査役会を開催することができる</u>。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査 役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">《削除》</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の</u> <u>決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であつ</u> <u>た者を含む。)の責任を法令の限度において免除することが</u> <u>できる</u>。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>) 第 39 条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任方法</u>) 第 40 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>) 第 41 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第 42 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(<u>営業年度および決算期</u>) 第 34 条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、<u>毎年 3 月 31 日を決算期とする。</u></p> <p>(<u>利益配当金</u>) 第 35 条 <u>利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>) 第 36 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>) 第 37 条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>) 第 43 条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(<u>剰余金の配当</u>) 第 44 条 当社は、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>) 第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当等の除斥期間</u>) 第 46 条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> |

以上